12 平成23年度我が国経済の新たな成長に向けた産業財産権の 出願行動等に関する分析調査^(*)

我が国の新たな経済成長を達成するため、知的創造活動が果たす役割に注目と期待が高まっており、その新たな経済成長を導くための知的財産制度について、研究・議論が盛んに行われている。このような中、国内外の企業等が、知的財産を保護するための制度をどのような意図で利用し、どのような効果を得ているかを実証的に分析することは、今後の知的財産政策や施策を検討する上で非常に重要である。

こうした中で、本調査では、これまで蓄積してきた研究の成果を取り入れつつ、特許庁の実施する「知的財産活動調査」やPATSTAT・中国特許データベース等のデータベースを駆使して、「我が国出願人による特許出願に関する統計学的分析」、「我が国出願人による意匠登録出願に関する統計学的分析」、「新興企業による知的財産戦略に関する分析」、「特許審査の滞貨発生メカニズムと審査効率の決定要因」、「東アジア(日本以外)地域による特許出願の統計分析」、「未利用特許と企業の収益性に関する統計学的分析」及び「大学・中小企業の研究成果の所有構造に関する実証分析」といった合計7つの実証分析を行った。また、知的財産活動調査の調査設計についての見直しに関する検討も行った。

I. 序論

特許制度はイノベーション活動を支える最も重要なインフラの一つであり、また特許出願のデータは企業の研究開発活動を測定する指標として非常に重要な役割を担っている。この二つの背景から、特許データを活用したイノベーションと特許制度の研究が近年国際的に非常に活発に行われるようになっており、主要な諸外国の特許庁が経済分析を強化している。

こうした中、日本国特許庁からの委託で行った知的財産研究所における本調査(「我が国経済の新たな成長に向けた産業財産権の出願行動等に関する分析調査」)では、(1)「我が国出願人による特許出願に関する統計学的分析」、(2)「我が国出願人による意匠登録出願に関する統計学的分析」、(3)「新興企業による知的財産戦略に関する統計学的分析」、(4)「特許審査の滞貨発生メカニズムと審査効率の決定要因」、(5)「東アジア(日本以外)地域による特許出願の統計分析」、(6)「未利用特許と企業の収益性に関する統計学的分析」及び(7)「大学・中小企業の研究成果の所有構造に関する実証分析」の7つの実証分析と「知的財産活動調査」の有益性を高めるために「全体推計法に関する検討」、「データ・クリーニングに関する検討」、「小規模出願者に関する調査対象者抽出手法の見直し」及び「調査精度・回答率向上のための検討」の4つの分析を行った。

本調査は、国際的な研究強化の流れの中に位置づけても、 十分な意義がある成果を出せた研究となっていると考える。

上記各研究に加え、本調査の一貫として米国特許庁での 国際会議に委員会のメンバーが参画する機会を得たことは、 上記各研究に加え、本調査を遂行する上でも、また日本の 経験を踏まえた知的貢献をする上でも重要であった。今後ともこうした国際的な研究交流や協力を活用して、国際的な視野に立って研究が進められることを期待したい。

(長岡貞男)

Ⅱ. 産業財産権の出願行動等に関する分析 調査

1. 我が国出願人による特許出願に関する統計学 的分析

近年、特許出願件数は減少する傾向にある。たとえば、特許庁『特許行政年次報告書2011年版』によると、2000年以降、日本国における特許出願件数が減少傾向にあり、特に2005年以降、この減少傾向は顕著である。

本稿では、我が国出願人の実態に関する指標、為替、日経平均株価等の我が国の経済指標、及び諸外国の出願動向等と我が国出願人による我が国の特許出願件数との相関関係について統計学的手法により経年分析することにより、近年の我が国出願人の特許出願件数の増減変化に関する要因を可能な限り明らかにする。主要な結論は以下の通りである。

- ① 出願人内において、生み出された発明がすべて特許出願されるわけではない。近年特に、発明が厳選され特許出願がなされており、それが我が国の出願減少に最も寄与していることが明らかとなった。
- ② 内国出願人及び外国出願人が海外出願にシフトしている事実はあるものの、明確な代替関係を統計分析によって 見いだせなかった。むしろ、国際出願や外国出願と同時に 国内出願を行っているといった補完関係が明らかとなった。

^(*) これは平成23年度特許庁請負事業「平成23年度我が国経済の新たな成長に向けた産業財産権の出願行動等に関する分析調査」の報告書の要約である。

ただし、この結果はあくまでも暫定的な結果である。今後、より厳格な分析が待たれる。

- ③ 発明の生産性の増加といった原因は我が国の出願増加につながっているといった関係性を統計的に見ることはできた。ただし、発明の生産性の低下といった原因は我が国の出願減少につながっているといった関係性について結論としてはっきりと断定できなかった。ただし、発明の生産性の僅かな低下が国内特許出願件数を大きく減少させるインパクトをもつことが分析結果から明らかとなっていることから、我が国における研究開発活動について企業戦略上または国家政策上、見直す必要性といったものを示唆するかもしれない。
- ④ 知的財産活動費の削減も我が国国内特許出願に想定以上に大きなインパクトをもっていたことは否定できない。特に、リーマンショック前後において知的財産活動費のインパクトが増加した事実が観察されたことから、リーマンショック後は厳選効果といった原因から知財活動費の削減が国内特許出願件数の減少により大きな意味合いを持ったのかもしれない。

(西村陽一郎・中村健太)

2. 我が国出願人による意匠登録出願に関する統計学的分析

我が国出願人による意匠登録出願の件数は2000年代半ばを境に下降傾向にある。出願件数減少の要因として、部分意匠制度を利用することによって、トータルの出願件数を抑えつつも広範な権利を保護できるようになったことや、外国出願の増加に伴う知財費用の増加を国内出願の圧縮によって賄っているといった説が指摘されてきたが、いずれも推測的な議論に留まっており、統計的な検証はなされていなかった。そこで本研究では、出願件数の減少要因に接近するべく3つの分析を行った。

第3節は、意匠登録出願に関する個票データを用いた探索的分析である。主な結果は、①マクロ・レベルでは、2005年以降の出願件数の減少と部分意匠比率の上昇は符合しているように見えること、②出願件数の減少は、多くの意匠分類で確認される現象であり、必ずしも特定の分野で出願数が減少したことがマクロの出願件数現減少につながっているとは言えないこと、③意匠登録出願人を出願件数で階層化した場合、これまで大規模出願を行っていた出願人において出願件数の減少が著しく、このことがマクロの出願件数低下に影響していること、である。

第4節と第5節では、回帰分析によって出願件数の決定要因を分析した。特に部分意匠制度の利用性向及び外国への意匠登録出願が国内出願に対して負の効果を持つのかに注目したが、物品分野レベルの分析(第4節)、出願人レベ

ルの分析(第5節)のいずれにおいても、部分意匠及び外国 出願に関する仮説は支持されなかった。他方で、研究開発 のアクティビティーや意匠の権利維持期間の長さが、出願件 数に対して有意な説明力を持つことが明らかになった。この ことから、昨今の出願件数の減少の背景には、研究開発活 動の停滞やライフサイクルの短い製品分野において出願の 絞り込みが行われていることが影響していると示唆された。ま た、回帰分析において意匠法の改正前後を識別するダミー 変数を用いたところ、意匠法改正後に出願件数が減少して いることが分かった。意匠権の強化が出願数を減少させると は考えにくいので、意匠法改正ダミーは、意匠法改正の前 年に行われた不競法の強化の影響をより強く補足していると 解釈できる。加えて、意匠法改正あるいは不競法改正の効 果は、製品ライフサイクルの長さ(平均的な権利維持期間) に依存することも分かった。平均的な権利維持期間が短い 分野では、意匠権の最大存続期間の延長が出願のインセン ティブを高める効果は小さい一方で、不競法によるデザイン 保護の恩恵を受けやすい。そうした分野での出願の減少が、 マクロの出願件数減少の一因であると示唆される。

(中村健太)

3. 新興企業による知的財産戦略に関する分析 (1)オープンイノベーション下での新興企業の知的財産戦略

本研究では、オープンイノベーションが進展しつつある現在において、新興企業がそれに対応してどのような知的財産戦略を実施しているのかを実証的に明らかにする。

オープンイノベーションでは、大学と同様にイノベーションの新たな担い手として新興企業の役割が強調される。技術の蓄積や生産設備、営業拠点等の社内のリソースが乏しい新興企業にとっては、オープンイノベーションによる大企業や大学との協働は、それらを補う重要な機会であると言え、今後新興企業の勃興が期待される。一方で、日本国内の新興企業が実際にどのようなイノベーションを指向し、活動しているのかについて、大規模なデータを利用した分析はまだ十分に行われているとは言い難い。本研究では、そのような新興企業の出願・審査請求動向、権利の活用状況等を含めたイノベーション活動の実態を明らかにした。

分析の結果、オープンイノベーションの進展を踏まえ、設立10年未満の新興企業において特許出願及び審査請求、特許自社実施、ライセンスアウト等が活発になってきているのかどうかを実証的に分析した。分析結果では、新興企業においては他の企業と比較して海外出願が多く、ライセンスアウトも活発に実施していることが明らかとなった。また、特許出願や審査請求も時系列的に増加する傾向があることがわかった。

新興企業の重要性が高い医薬品業種、電気機械業種、ソ

フトウェア業種においてもほぼ同様の傾向が見られるものの、特に自社実施については電気機械業種、ライセンスアウトについては医薬品業種で他業種の新興企業よりもより活発に行われているという結果を得た。この結果は、医薬品業種でライセンスアウトを用いたオープンイノベーションが日本でも活発になりつつあることを強く示唆している。

(大西宏一郎・林茂樹)

(2)ソフトウェア特許の権利範囲の拡大とソフトウェアベン チャーの収益性、資金調達

本研究では、90年代のソフトウェア特許の権利範囲の拡 大が、中小ソフトウェア企業とベンチャーキャピタルの関係性 にいかなる影響を与えているのかを実証的に分析する。ソフ トウェア特許については、1993年にハードウェアと一体化さ れたソフトウェアが特許化可能となったのに続き、1997年に は、フロッピーやCD-ROM等に記録されたソフトウェア、2002 年には、ソフトウェアプログラム自体が特許化可能となった。 また、1998年の米国でのState Street Bank事件を契機とした ビジネスモデル特許に対する審査基準の明確化も行われて いる。このようなソフトウェア特許の権利範囲の拡大がソフトウ ェア企業の収益性を高める効果が期待される場合、権利範 囲の拡大に従い、ベンチャーキャピタルの当該産業への出 資が多くなることが予想される。また、中小企業がベンチャー キャピタルから出資を受ける際に、特許はその企業が出願で きるレベルの技術力を持っていることを示す一種のシグナリ ングとしての機能を持つ可能性がある。権利範囲の拡大によ って、これまで特許出願できなかった分野ができるようになる ことによって、より多くの出資を得ることが可能となるのである。 このような2つの効果がソフトウェア産業において観察された 場合、当該技術分野での権利範囲の拡大は少なくとも中小 企業に対して、イノベーションを促していると言うことができよ う。

推計結果では、中小ソフトウェア企業によるソフトウェア特許の出願はベンチャーキャピタルからの出資に結びついていることが明らかとなった。この結果は、ソフトウェア特許がシグナリングとして機能していることを示しており、また同時に政策的な権利範囲の拡大はそのようなシグナリングの効果を大きくする可能性を示している。

制度変更そのものがベンチャーキャピタルの行動に与えた影響については、1997年の媒体特許の認可の影響について、彼らの出資にプラスの効果を支持する結果が示された。この結果は、特許権利範囲の拡大がソフトウェア産業自体の収益性を高める効果があることを示している。

(大西宏一郎・林茂樹・山内勇)

4. 特許審査の滞貨発生メカニズムと審査効率の 決定要因

本稿では、我が国における滞貨の発生要因及び審査効率の決定要因について、実証的な分析を行った。

出願人が早期権利化を求める発明は増加してきており、滞貨の解消・審査効率の向上は非常に重要な課題である。審査請求されて最終処分に至っていない案件を滞貨と定義すると、2005年までに審査請求が行われた発明に限れば、我が国における滞貨は上昇傾向にあることが明らかとなった。特に、審査請求期間の短縮による審査請求率の上昇が、滞貨を大きく増加させていた。また、審査請求1件当たりの補正・意見書提出回数が長期的に上昇傾向にあるうえ、審査請求期間の短縮が補正書・意見書の提出回数を増加させたことも滞貨増加の大きな要因となったと考えられる。

こうした中で、先行技術調査の外注の機会の拡大が審査 官の審査件数におけるパフォーマンスを大きく改善させたの みならず、審査の質も向上させてきた可能性があることが、 実証的に明らかとなった。

審査官が特定のセクションにおいて、外注を行うようになると、審査官のひと月当たりの審査件数が大幅に上昇し、また、早期に(審査請求から2年以内に)最終処分に至る案件数も大きく増加することが分かった。さらに、外注率の上昇は、特に拒絶査定の場合におけるコミュニケーション期間を大きく短縮し、また拒絶査定への不服審判や登録査定への無効審判の発生頻度を低下させることも明らかとなった。すなわち、サーチを外注できることが、審査の質にもプラスの効果がある可能性もある。したがって、先行技術調査の外注は、滞貨の解消に大きく貢献したのみならず、審査効率の向上にも貢献してきた可能性があると言える。

(山内勇・長岡貞男)

5. 東アジア(日本以外)地域による特許出願の 統計分析

本稿では、東アジア地域、中でも中国への特許出願と中国から海外への特許出願の動向について調査を行った。そのために、まず、欧州特許庁が作成したEPO Worldwide Patent Statistical Database (PATSTAT)に収録されているデータと中国国家知識産権局知識産権出版社(CNIPR)から購入したデータベースについて、データの収録精度を比較した。PATSTATデータベースは、近年、特許の統計分析で広く利用されているが、中国特許の収録データには問題が多いことがわかった。

第1に、各年の出願レコード件数は、CNIPRのデータとは 一致せず、1998年以降はPATSTATの方が多い。国家知識 産権局のウェブサイトで利用できる特許検索サービスでの検 索結果も併せて比較したが、3つのデータベースで収録され ている出願件数が異なる。第2に、DOCDBに基づくPATSTATに収録されている出願人と発明者の情報は、CNIPRと比較してデータの欠損と間違いが多い。CNIPRでは複数の出願人による共同出願が7.7%あるが、PATSTATでは1%しかない。基本的にはPATSTATには筆頭出願人名しか収録されていない。ただし、出願人の住所情報はCNIPRに関しても筆頭出願人に関するものしか収録されていない。第3に、PCT経由の出願である場合について、中国特許庁の出願番号と国際出願番号との対応関係の情報は、PATSATはCNIPRの3割以下の件数しか収録されていない。最後に、外国特許に優先権主張している出願件数は、両データベースに大きな差はなかった。

中国特許庁への出願動向については、海外居住者による 出願比率は1990年代後半の約70%をピークとして2007年に は45%まで低下している。国内居住の個人による出願も低下 傾向にあり、共同出願が増加している。また、中国特許をパ リ・ルートで優先権主張して海外出願した特許は1.3万件程 度、PCTで2.2万件と、まだ限られた件数である。

(塚田尚稔)

6. 未利用特許と企業の収益性に関する統計学的 分析

本稿では、(1)国内未利用率と企業の収益率との間にどのような関係があるのか、(2)国内未利用率と海外未利用率との間にどのような関係があるのかを統計学的に分析してきた。主要な結論は以下の通りである。

- ① 未利用率が年々増加しているほど、営業利益率が減少 するといった関係性を統計分析によって発見することはでき なかった。また、未利用率が高い企業ほど、営業利益率が低 水準であるといった関係性も統計的にとらえることはできなか った。
- ② 海外での日本企業のグローバル化と海外未利用率との間で逆相関があることについておおむね統計分析によって 支持された。
- ③ 技術移転が困難な産業では、技術移転が失敗しやすい ことから、海外未利用率が高くなる傾向が検証された。
- ④ 知的財産制度の強度が強い国に進出している企業ほど、 独占権を行使し、海外特許を利用していることが明らかとなった。

本稿では、様々なデータを接合する際に出願人名寄せ作業を行っており、この名寄せ作業について様々な制約を受けての分析結果である。そうした意味では本稿の結論には暫定的な要素を含んでいることに注意が必要である。また、時間の関係上、より厳密な形での計量分析ができなかった。第1に、未利用特許と収益性との関係分析では、被説明変数として収益性だけではなく、製品分野での競争的ポジショ

ンや技術分野での競争的ポジションも考えられ、未利用率が 企業の収益性に与える間接的効果の検証も可能である。第 2に、海外未利用率と国内未利用率との相対的差分を中心 に分析を行ってきたが、たとえば、海外未利用率が国内未利 用率よりも大きく上回った場合に1、その他の場合は0とバイナリー変数を利用した分析も可能であり、本稿の分析とあわせて分析すると、より頑健的な分析結果を得られるであろう。 これらの事柄については、今後の課題としたい。

(西村陽一郎)

7. 大学・中小企業の研究成果の所有構造に関す る実証分析-大企業との共同発明・共同出願 の観点から-

大企業が共同発明を単独出願する理由としては、(a)権利を実施する能力や可能性の高い大企業に権利を集中させることが効率的である、(b)大企業の方が中小企業や大学よりも交渉力が強く、共同研究成果の権利の持分を機会主義的に高めることができる、(c)大企業の方が知財に対する意識が高く、第三者による権利化を防ぐ等の目的で、権利化に意欲的でない中小企業や大学に代わって権利化を進める誘因を持つ、ことが挙げられる。(a)や(c)は社会厚生を高める可能性があるが、(b)は、長期的には中小企業や大学の研究開発インセンティブを低下させる一因となり、社会的に望ましくない。

そこで本研究では、特許出願時点ですでに共同研究の権利の移転が行われているケースに着目し、どのような場合に、大企業と中小企業あるいは大企業と大学の共同発明が大企業単独で特許出願されるのか実証的に分析する。我が国の科学技術政策における重点分野として産学官で研究開発が推進されてきた燃料電池分野に焦点を当て、詳細な特許書誌情報と企業の財務データ、発明者所属先情報を用いた実証分析を行う。

分析の結果、グループ内企業との共同研究においては、いずれかの企業が単独で権利を保有することが多いが、グループ外企業との共同研究では基本的に権利は共有になるケースが多いことが分かった。他方で、グループ外の中小企業との共同発明では、大企業の単独出願になるケースが多いことも分かった。特に、共同研究を行う企業間の規模に差があるケースでは、発明の価値が高い場合に、権利が大企業単独で所有されることが多くなることが分かった。

国立大学との共同研究においては、大企業は権利を適正 に配分している可能性が高いことが明らかとなった。大企業 が共同研究を大学に持ちかけるのは、他に適切な共同研究 相手が見つけにくい場合であり、この意味でこれら大学の交 渉力は比較的高いことが考えられる。

(枝村一磨・山内勇・大西宏一郎)

Ⅲ. 知的財産活動調査の調査設計について の見直しに関する検討

1. 全体推計法に関する検討

本稿では、現行の推計方法をリサンプリングといった推計 方法と比較検討しながら、産業財産権別にそれぞれに適し た推計方法を検討した上で、より望ましい推計方法を検討し た。また、推計により得られる数値について、経年比較を行った上で、より望ましい方法を検討した。主要な結論は以下 の通りである。

- ① 現行の推計方法について従前から問題が指摘されているが、リサンプリングといった推計方法と比較検討する中で、現行の推計方法でも改善すればさらに精度が増す余地があることが明らかとなった。
- ② もし、現行の推計方法を大きく変えないのであるならば、本稿で議論した現行の推計方法をベースにした改良型の推計方法も1つの推計方法として存在する。改良型の推計方法の特徴としては、(A)四法別に異なる拡大率を持つ点、(B)出願件数階級のみで層化する点、(C)まずは5件以上の階層で層別に拡大推計する点、(D)5件以上の階層で層別に拡大推計した後は表12の拡大率に基づいて全体推計する点、(E)表12については調査を実施する度にOLS推計をして全体推計用拡大率の数値を更新できる点、である。
- ③ 実用新案と商標についての拡大推計・全体推計は推計 方法のみならず、調査設計も含めて引き続き検討が必要と なることも明らかとなった。
- ④ 出願件数以外の調査項目についての拡大推計・全体推計については、出願行動とこれらの調査項目にかかわる経済行動が必ずしも一致するとは限らないため、積み上げ集計程度にとどめておくのが望ましいと考えられる。

(西尾敦·西村陽一郎·山内勇·大西宏一郎)

2. データ・クリーニングに関する検討

本章では、『知的財産活動調査』(知財調査)のデータ・クリーニングのあり方を検討すべく、各種ロジック・チェックを行った。単年データを用いたロジック・チェックから得られた知見は以下の通りである。第一に、有無欄の回答状況は非常に良好であるが、有無欄と数値欄とが整合的でないケースが存在する。ただし、そうした不整合の頻度は多くないため、調査集計時の処置としては、数値欄を空欄に置換するのが良いと考えられる。第二に、多くの項目で、内数の異常が発生していることが分かった。特に、内数の合計が全体(上位概念)を上回るケースが多い。この場合、内数に異常があるのか、全体の値に異常があるのかは判断できない。よって、厳密に対処するのであれば、全ての内数及び全体の値を集計の対象外とすべきであるが、こうした処置は有効回答を大幅

に減少させる可能性がある。したがって、調査票に内数の異常を回避させるような注記を設けるか、異常が発見された時点で回答者に照会をかけるしかないだろう。第三に、設問をまたいだ回答状況の不整合が頻発していることが分かった。この点についても、現状では有効な対処法が見あたらないが、将来的には、紙媒体の調査からWEB回答へ移行することで、こうしたエラーを回避することが望ましいと考えられる。

また、パネル・データを用いたロジック・チェックを行うことで、 誤記が疑われるデータを抽出できる可能性も示唆された。無 論、単にデータの変動が大きいことをもって、異常値であると 見なすことはできない。しかし、資本金や研究費など一部の 調査項目については、比較的容易に桁間違い等の誤記を発 見できることが分かった。知財調査の報告書では、資本金等を 用いて各種知財活動の階級別集計を行っているため、これら の項目は、殊更綿密に異常値のチェックを行う必要がある。ま た、幾つかの調査項目については、回答が設問の定義に関す る記入者の判断に大きく依存していることが明らかになった。

今後の課題としては、誤記が検出された場合に、それを如何にして修正するか、また、どの範囲まで修正するかといった問題がある。調査票回収後、可能な限り早期にエラーを発見し、記入者に対して照会をかける必要があるのは言うまでもないが、将来的には、他の政府統計(例えば経済センサスなど)や外部の企業財務データ等を補完的に利用し、データを修正することも検討してみる価値があると考えられる。

(中村健太・西村陽一郎・大西宏一郎・塚田尚稔・山内勇)

3. 小規模出願者に関する調査対象者抽出手法の見直し

本稿では、特許・実用新案・意匠・商標のいずれか1~4件の出願をした者(以下、小規模出願者とよぶ)に対し知的財産活動調査を実施する際の調査対象者抽出手法について、業種別によるサンプリングが望ましいのか、それとも都道府県別・個法官別によるサンプリングが望ましいのかを検討する。また、本稿では、小規模出願者において出願ベースの母集団が構築についてどのような問題点があるのかを指摘する。主要な結論は以下の通りである。

- ① 甲乙の両調査とも、個法官別や都道府県別というよりむしろ業種別に四法別出願行動が異なること(ただし、乙調査の実用新案については業種別にもそれほど出願行動が異なるような結果となっていない)、②甲乙の両調査とも、調査票が回収できるかできないのかといったことについても、個法官別や都道府県別というよりむしろ業種別に異なることが明らかとなった。つまり、出願行動や回収率の実態に即した調査を行うためには、業種別に層化した方が望ましいことをこの分析結果は示唆する。
- ② 毎年波のある出願件数を利用した出願人ベース、かつ2

年前の出願実績に基づいて小規模出願者の母集団を構築することについて、現行の出願人ベースによる母集団構築方法をさらに改良することで対応するなども考えられる。いずれにしろ、慎重かつさらなる議論及び分析が必要である。

(西尾敦·西村陽一郎·山内勇·大西宏一郎)

4. 調査精度・回答率向上のための検討

本調査では、知的財産活動調査の調査精度及び回収率の向上に資するために、ライセンス調査項目を中心に有効回答の程度、回答精度の状況を調査した。具体的には、第一に、平成22年度調査内のロジック・チェックによって、回答項目間で整合性がとれているかどうかを分析した。第二に、類似調査項目が存在する企業活動基本調査と科学技術研究調査との集計データでの比較を行った。

分析の結果、ライセンス調査項目については、回答者の自己申告を通じた(ライセンスの有無欄)有効回答率は非常に高いことが明らかとなった。しかし、調査項目間の整合性の比較では、特許・実用新案、商標、意匠の順で項目間の整合性が低下する傾向にあることがわかった。さらにライセンス件数が少ない回答者において、整合性が低下する傾向があることも明らかとなった。さらに、知的財産活動調査と同様にライセンス収支に関する調査項目のある「企業活動基本調査」「科学技術研究調査」との集計値レベルでの比較では、調査母集団、所有件数のカバー率の観点から特許・実用新案での国内ライセンス収支については概ね整合的な結果を得る一方、海外ライセンス収支や意匠においては、知的財産活動調査の値がきわめて過小になっていることが明らかとなった。

(大西宏一郎)

(担当:研究員 内田剛)